

山梨県公報

第二千四百三十五号

平成二十六年

七月二十八日

月 曜 日

目 次

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	四四五
○山梨県ひとり親家庭等実態調査の実施	四四五
○道路の供用開始	四四六
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	四四六
○指定障害福祉サービス事業者の指定	四四六
○指定一般相談支援事業者の指定	四四八
○指定障害児通所支援事業者の指定	四四八
○指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	四四八
○指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	四四九
○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知	四四九
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出	四四九

告 示

山梨県告示第二百十九号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表十二の項中「山梨県産業労働部産業支援課」を「山梨県産業労働部地域産業

振興課」に改め、同表十三の項中「同右」を「山梨県産業労働部産業集積課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百二十号

平成二十六年山梨県ひとり親家庭等実態調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の名称

山梨県ひとり親家庭等実態調査

二 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯及び父子世帯並びに寡婦の実態を的確に把握し、今後の福祉行政諸施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求めらるる事項

- 1 世帯に関する事項
- 2 住居に関する事項
- 3 職業及び生計に関する事項
- 4 児童に関する事項
- 5 生活に関する事項
- 6 福祉制度に関する事項
- 7 悩みや福祉行政への要望に関する事項

四 基準となる期日

平成二十六年八月一日

五 報告を求めらるる者

- 1 調査地域
山梨県全域
- 2 調査対象

六 報告を求めらるるために用いる方法
県内に居住する母子世帯及び父子世帯並びに寡婦から無作為に抽出した世帯

七 報告を求めらるる期間
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

平成二十六年八月一日から同月二十二日まで

山梨県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年八月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府中央右左口線	甲府市右左口町字出口二二一六番の五地先から甲府市右左口町字下組三八八番の一 địa先まで	一三九・七年七月二十八日	平成二十六年七月二十八日

山梨県告示第二百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年七月二十八日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市西南湖字沖田千七百五十番十、千七百五十番十二、千七百五十三番三、千七百五十三番六
- 三 指定道路の幅員
最大幅員九・〇メートル、最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三四・九八メートル

山梨県告示第二百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年七月二十八日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市西南湖字沖田千七百五十番九
- 三 指定道路の幅員
最大幅員五・〇メートル、最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三四・四五メートル

公 告

指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内正明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社いつみ家・絆	甲府市国母四丁目二十一番二号	絆	甲府市国母四丁目二十一番二号	就労継続支援A型 就労継続支援B型	平成二十六年二月一日
社会福祉法人芽生福祉会	大月市大月町真木四千六百八十番地	就労支援事業所めばえ	大月市大月町真木四千六百八十番地二	就労移行支援	平成二十六年三月一日

社会福祉法人 三井福祉会	甲斐市牛匂 二千二十七 番地三	春日の郷	甲斐市中下条 千二百十四番 地一	生活介護 短期入所	同
社会福祉法人 くにみ会	南巨摩郡富 士川町鯉沢 四千二百七 十二番地一	ゆあーずあん どゆうず	南巨摩郡富士 川町長澤二千 三百七十四番 地一	自立訓練（ 生活訓練）	平成二十六 年四月一日
特定非営利活 動法人わかば	上野原市上 野原千七百 十四番地	上野原福祉作 業所	上野原市上野 原千七百十四 番地	就労継続支 援B型	同
社会福祉法人 山の都福祉会	甲州市勝沼 町山千四百 五番地一	スカイコート 大月	大月市賑岡町 浅利千八百八 番地一	生活介護 短期入所	同
社会福祉法人 聖ヨハネ会	東京都小金 井市桜町一 丁目二番二 十号	富士北麓聖ヨ ハネ支援セン ター	富士吉田市中 吉田東一丁目 十番十八号	生活介護 短期入所 就労継続支 援B型	同
のぞみ株式会 社	中巨摩郡昭 和町清水新 居千六百五 十九番地	訪問介護のぞ み	甲斐市国母五 丁目三番三号 レジデンス原 田一A	居宅介護 重度訪問介 護	同
株式会社アン ジュエトワル	神奈川県川 崎市川崎区 浜町二丁目 六番五号	ヘレーネケア 甲府東事業所	甲斐市横根町 千百七十一番 地二	居宅介護 重度訪問介 護	平成二十六 年五月一日
社会福祉法人 友好福祉会	東京都小金 井市東町四 丁目二十一 番八号	麦の家	甲斐市中心経寺 町四百九十番 地一	短期入所	同

社会福祉法人 深敬園	南巨摩郡身 延町身延三 千六百三十 七番地	ともろうらん ど	南アルプス市 飯野二千九百 三十九番地一	短期入所	同
社会福祉法人 八ヶ岳名水会	北杜市長坂 町小荒間千 九百五十五番 地七	楽一	北杜市長坂町 小荒間千九百 一十番地一	短期入所	同
社会福祉法人 さかき会	南アルプス 市上宮地千 百四十三番 地	みらいファ ーム	中巨摩郡昭和 町紙漉阿原千 八百八番地二	生活介護 就労継続支 援B型	同
社会福祉法人 いきいき倶楽 部	甲斐市下向 山町千二百 八十番地一	訪問介護事業 所コスモ・ア ンシア	甲斐市相生三 丁目三番十四 号	居宅介護 重度訪問介 護 同行援 護 行動援 護	平成二十六 年六月一日
株式会社ビ リーブ	甲斐市竜王 千六百六番 地一	ビリーブ	甲斐市竜王千 六百六番地一	就労継続支 援A型	同
社会福祉法人 緑の風	北杜市長坂 町大井ヶ森 九百九十四 番地一	緑の風	北杜市長坂町 大井ヶ森九百 九十四番地一	自立訓練（ 生活訓練）	同
社会福祉法人 蒼溪会	南アルプス 市有野三千 二百三十六 番地二	蒼溪会サヴァ ン	南アルプス市 有野三千二十 三番地	就労継続支 援B型	平成二十六 年七月一日
社会福祉法人 にんじんの会	東京都国分 寺市西恋ヶ ケ	ケアステーシ ョンにんじん	上野原市上野 原五百二十二 番地	居宅介護 重度訪問介 護	同

窪一丁目五 十番一号	上野原	番地	護
---------------	-----	----	---

● 指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内 正明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 緑樹会	北杜市明野 町上手五百 二十番地	いきいきほく と相談支援事 業所	北杜市明野町 上手五百二十 番地	地域移行支 援 地域定 着支援	平成二十六 年六月一日
株式会社あつ とけあ	笛吹市石和 町山崎百二 番地二	あつとけあ相 談支援事業所	笛吹市石和町 山崎百二番地 二	地域移行支 援 地域定 着支援	平成二十六 年七月一日
社会福祉法人 ぶどうの里	甲州市勝沼 町小佐手六 百二十三番 地一	相談支援事業 所ぶどうの里	笛吹市石和町 四日市場八百 二十三番地エ クセレントサ クラダB百十	地域移行支 援 地域定 着支援	同

● 指定障害児通所支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内 正明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
--------	------------	--------	---------	---------	-------

社会福祉法人 青空会	甲斐市大下 条七百五十 三番地一	子ども教室あ ん	甲斐市大下条 七百五十二番 地一	児童発達支 援（児童発 達支援セン ターにおい て行うもの を除く。）	平成二十六 年四月一日
社会福祉法人 山梨県手をつ なぐ親の会	南アルプス 市有野四千 三百七十番 地	放課後デイミ だい	斐崎市旭町上 条南割三千五 百六十一番地 一	放課後等デ イサービス	平成二十六 年六月一日

● 指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横内 正明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人 山の都福祉会	甲州市勝沼町山 千四百五番地一	スカイコート勝沼	甲州市勝沼町 山千四百五番 地一	自立訓練（生 活訓練）
有限会社虹の 橋	上野原市鶴川八 百八十六番地	有限会社虹の橋	上野原市鶴川 八百八十六番 地	居宅介護 重 度訪問介護
社会福祉法人 北杜市社会福 祉協議会	北杜市高根町箕 輪新町五十番地	北杜市社会福祉協 議会ヘルパーステ ーションさくら	北杜市武川町 牧原千三百二 十二番地	居宅介護 重 度訪問介護 行動援護
特定非営利活	北杜市須玉町小	楽っ子須玉事業所	北杜市須玉町	短期入所

動法人楽っ子	倉二千四百八十五番地	楽っ子ホーム須玉	小倉二千四百八十五番地	共同生活援助
同	同	障害者支援施設宝山寮	同	自立訓練(生活訓練)
社会福祉法人山梨県福祉事業会	韮崎市旭町上條南割三千二百四十八番地一	都留市大幡五千百十八番地	都留市大幡五千百十八番地	自立訓練(生活訓練)
社会福祉法人富士河口湖町社会福祉協議会	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地	南都留郡富士河口湖町小立七番地	南都留郡富士河口湖町小立七番地	居宅介護重度訪問介護
社会福祉法人聖ヨハネ会	東京都小金井市桜町一丁目二番二十号	下吉田聖ヨハネワイクセンター	富士吉田市下吉田三丁目十二番七十九号	生活介護 就業継続支援B型

● 指定障害児通所支援事業者の廃止の届出

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定障害児通所支援事業者から、次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人宮前福祉会	甲府市岩窪町六百十四番地	ハッピーランド	甲府市岩窪町六百十四番地	放課後等デイサービス

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町笠字小川三二八、字上窪五三〇	有泉才次郎、有泉敏男、小林善助、小林定太郎、小林法大、山口幸作、山口直義

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十六年六月二日山梨県告示第百七十七号

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年十一月二十八日まで縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社十一屋 代表取締役 野口忠蔵

- 2 住所
山梨県甲府市朝日三丁目八番四十五号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 ケーヨーデイツー甲府北口店
 (二) 所在地 山梨県甲府市朝日三丁目八番四十五号
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	三千四百八十一平方メートル	三千八百四十一平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百七十五台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百七十一台
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 二箇所 位置 届出の図面のとおり	数 三箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日
平成二十七年二月十一日
届出年月日
平成二十六年六月十日
- 四 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内二丁目八番十七号山梨県庁西別館二階山梨県県民情報センター